

令和8年度

東広島市補正予算書

令和8年8月

令和 8 年度東広島市各会計補正予算目次

令和 8 年度東広島市一般会計補正予算（第 3 号）	-----	1
令和 8 年度東広島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	-----	6
令和 8 年度東広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	-----	9
令和 8 年度東広島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	-----	12

一般會計

議案第 1 5 0 号

令和 8 年度東広島市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度東広島市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 9 9, 7 1 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 9, 8 4 6, 4 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,303,809	416	19,304,225
	2 国庫補助金	6,190,587	416	6,191,003
16 県支出金		8,713,578	18,292	8,731,870
	2 県補助金	3,452,446	17,632	3,470,078
	3 県委託金	478,268	660	478,928
18 寄附金		610,500	11,000	621,500
	1 寄附金	610,500	11,000	621,500
19 繰入金		10,029,111	5,876	10,034,987
	1 繰入金	10,029,111	5,876	10,034,987
20 繰越金		1	363,771	363,772
	1 繰越金	1	363,771	363,772
21 諸収入		2,654,803	360	2,655,163
	5 雑入	1,278,448	360	1,278,808
歳 入	合 計	109,446,706	399,715	109,846,421

歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		11,448,775	3,099	11,451,874
	1 総務管理費	10,046,539	3,099	10,049,638
3 民生費		39,689,165	331,242	40,020,407
	1 社会福祉費	15,041,842	151,967	15,193,809
	2 児童福祉費	21,768,484	106,621	21,875,105
	3 生活保護費	2,878,256	72,654	2,950,910
4 衛生費		10,736,053	13,241	10,749,294
	1 保健衛生費	6,219,424	13,241	6,232,665
6 農林水産業費		2,327,894	11,207	2,339,101
	1 農業費	1,856,924	11,207	1,868,131
7 商工費		3,884,024	15,000	3,899,024
	1 商工費	3,884,024	15,000	3,899,024
8 土木費		11,345,404	4,146	11,349,550
	2 道路橋梁費	4,565,839	3,486	4,569,325
	3 河川費	1,198,492	660	1,199,152
10 教育費		14,227,749	21,780	14,249,529
	3 中学校費	1,159,858	5,876	1,165,734
	4 幼稚園費	241,446	15,904	257,350
歳 出	合 計	109,446,706	399,715	109,846,421

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	幹線市道整備事業	141,800
	5 都市計画費	国・県幹線道路整備事業	3,900
10 教育費	5 社会教育費	文化財施設等整備事業	200,000

第3表

債 務 負 担 行 為 補 正

追 加		(単位 千円)	
事 項	期 間	限 度	額
安芸津栈橋改築工事	令和 9年度		246,000
安芸津学校給食センター給食配送業務委託	令和 8年度から 令和14年度まで		88,626

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

議案第 1 5 1 号

令和 8 年度東広島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東広島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 , 4 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 , 9 2 3 , 9 5 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰越金		1	18,477	18,478
	1 繰越金	1	18,477	18,478
歳 入 合 計		15,905,477	18,477	15,923,954

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 諸支出金		11,700	18,477	30,177
	1 償還金及び還付加算金	11,700	18,477	30,177
歳 出	合 計	15,905,477	18,477	15,923,954

後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計

議案第 1 5 2 号

令和 8 年度東広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 2 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 6 1 1, 9 6 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

第1表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰越金		1	11,292	11,293
	1 繰越金	1	11,292	11,293
歳 入 合 計		3,600,677	11,292	3,611,969

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3, 543, 299	11, 292	3, 554, 591
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3, 543, 299	11, 292	3, 554, 591
歳 出	合 計	3, 600, 677	11, 292	3, 611, 969

介 護 保 険 特 別 会 計

議案第 1 5 3 号

令和 8 年度東広島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東広島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 5 7, 9 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4, 0 0 1, 5 8 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

第1表

歳入歳出予算補正				
歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		1	257,970	257,971
	1 繰越金	1	257,970	257,971
歳入合計		13,743,614	257,970	14,001,584

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5 基金積立金		10,807	38,469	49,276
	1 基金積立金	10,807	38,469	49,276
7 諸支出金		153,970	219,501	373,471
	1 償還金及び還付加算金	4,775	219,501	224,276
歳 出 合 計		13,743,614	257,970	14,001,584